

要支援1・要支援2の皆様へ

平成29年4月から

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります。

◇介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは

65歳以上の方が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者のニーズに応じて、様々な提供者による多様な介護予防と生活支援サービスを実施する事業です。

● 実施するサービス（平成29年4月時点）

全国一律の予防給付サービスのうち、訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）が、総合事業として市のサービスに移行します。当面は介護事業所のみですが、今後はNPOやボランティアなどによるサービスの整備を進めてまいります。



これまで（予防給付）

これから（総合事業：常陸太田市のサービス）

訪問介護

（ホームヘルプ）

【介護予防型】（これまでと同様のサービス）

既存の訪問介護事業所による身体介護や生活支援

【生活支援型】（新しいサービス）

ヘルパーによる掃除、洗濯等の生活支援サービス

通所介護

（デイサービス）

【介護予防型】（これまでと同様のサービス）

既存の通所介護事業所による機能訓練や入浴、食事等の介護

【ミニデイ型】（新しいサービス）※整備中

半日（3時間程度）のデイサービス

※予防給付と同様に自己負担（1割または2割）があります。

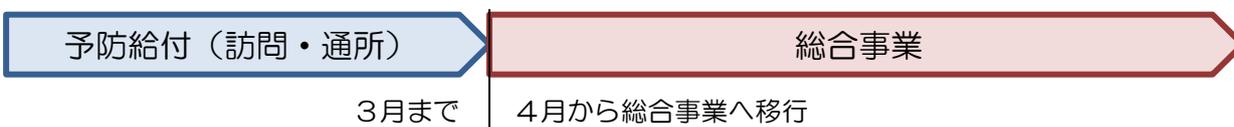
※生活支援型、ミニデイ型は介護予防型よりサービス利用料を低く設定します。

※その他の予防給付サービス（訪問看護、福祉用具貸与、デイケア等）は変更ありません。

● 総合事業への移行時期

総合事業への移行は、下記の例のように要支援の認定有効期間満了に合わせて、順次移行します。

【例：平成29年3月末に認定有効期間満了の場合】



【例：平成29年7月末に認定有効期間満了の場合】



ここがポイント①

総合事業が始まって、【介護予防型】サービスが必要と認められる方は、これまでと同様にサービスを利用することができます。

つまり、これまでのサービスが使えなくなるわけではありません。

総合事業は、これまでのサービスが利用することができ、さらに心身の状況等により、さまざまなサービスの選択が可能となる事業です。

サービス利用の流れ(フロー図)

現在利用しているサービス状況により、サービスの利用手続きが変わります。
原則として高齢福祉課または各支所窓口で手続きをお願いしますが、窓口に来られない場合は、担当のケアマネジャーや地域包括支援センターにご相談ください。

現在、予防給付サービスを利用していますか？

はい

← 「はい」または「いいえ」にチェック →

いいえ

訪問介護、通所介護のみを利用している、
または、それだけを利用したいと思っ
ていますか？

いいえ

その他の予防給付サービスを利用している、
(訪問看護、福祉用具貸与、デイケア等)
または、利用したいと思っ
ていますか？

はい

いいえ

はい

要介護・要支援認定の申請を
してください。

基本チェックリストによりサービスを利用す
ることができます。

ここがポイント②

基本チェックリストとは、国が定めた心身の状態についての25の質問項目です。
基本チェックリストに該当した場合は、認定申請を受けずにサービスを利用することができます。
ただし、以下の場合は認定申請によるサービス利用となります。

- 基本チェックリストに該当したあとに、予防給付サービスが必要となった場合
- 基本チェックリストに該当する場合でも、本人や家族が認定申請を希望する場合

【お問い合わせ】

○常陸太田市高齢福祉課介護保険係（総合事業全般）

住所 常陸太田市金井町3690

TEL 0294-72-3111（内線154・155）

○常陸太田市地域包括支援センター

（本所）住所 常陸太田市稲木町33（総合福祉会館内）

TEL 0294-72-8881

（サブ）常陸太田市町田町163-1（水府支所内）

TEL 0294-70-5678

